

北海道告示第 11362 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 3 年 3 月 22 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 11 月 20 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ沼ノ端北店・西松屋苫小牧東店  
苫小牧市北栄町 1 丁目 23-2 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルシン産業 代表取締役 川上 真司  
札幌市北区新川西 1 条 3 丁目 3 番 15 号  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸  
東京都千代田区飯田橋 2 丁目 18 番 2 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者	住所
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号

(変更後)

小売業者名	代表者	住所	変更事項
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	ア
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	イ

(4) 変更の年月日

上記 (3) のア 令和 2 年 7 月 28 日  
上記 (3) のイ 令和 2 年 8 月 11 日

(5) 変更する理由

上記 (3) のア 小売業者の代表者氏名錯誤のため  
上記 (3) のイ 小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 2 年 11 月 9 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 2 年 11 月 20 日（金）から令和 3 年 3 月 22 日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで、翌年の 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで